原子炉安全専門審査会名簿

令和2年2月25日現在

審査委員

原子力科学研究部門 副部門長 兼 原子力科学研究所長

かった ただひろ 勝田 忠広 明治大学法学部 教授

かんだ れいこ 神田 玲子 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター

センター長

ではやし てつお ※小林 哲夫 国立大学法人鹿児島大学 名誉教授

世きむら なおと 関村 直人 国立大学法人東京大学 副学長

大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授

たかだ つょし 高田 **毅士 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻** 教授

たかはし まこと 高橋 信 国立大学法人東北大学大学院工学研究科

技術社会システム専攻 教授

ながい やすよし 永井 康介 国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授

附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長

なかがわ としこ 中川 聡子 東京都市大学工学部電気電子通信工学科 教授

なかじま けん 中島 健 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授

まうはら しんや 芳原 新也 学校法人近畿大学原子力研究所 准教授

まつお あきこ 松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部 教授

まるやま ゆう 丸山 結 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長

ならかみ まこと

むらまつ けん 村松 健 東京都市大学工学部 客員教授

ょしだ ひろこ 吉田 浩子 国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授

ょしはし さちこ 吉橋 幸子 国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設 准教授

よねおか ゆうこ 米岡 優子 公益財団法人日本適合性認定協会 専務理事・事務局長 合計19名(敬称略、50音順)

臨時委員

施設火山研究センター 教授

^{みやまち ひろき} ※宮町 宏樹 国立大学法人鹿児島大学大学院理工学研究科地球環境科学

専攻 教授

合計2名(敬称略、50音順)

専門委員

しのはら ひろし ※篠原 宏志 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センタ

一 活断層・火山研究部門 首席研究員

*棚田 俊收 国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門

特別研究員

合計2名(敬称略、50音順)

※原子炉火山部会に所属している委員

関係法令等について

- 〇原子力規制委員会設置法 (平成二十四年六月二十七日法律第四十七号) (抜粋) (審議会等)
- 第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる 審議会等は、放射線審議会とする。

(原子炉安全専門審査会)

- **第十四条** 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子 炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。
- 第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。
- 2 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
- 3 審査委員は、非常勤とする。
- 4 審査委員の任期は、二年とする。
- 5 審査委員は、再任されることができる。
- 第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。
- 第十七条 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で 定める。

〇原子炉安全専門審査会令(平成二十四年九月十四日政令第二百三十一号)

(組織)

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。
- **2** 原子炉安全専門審査会(以下「審査会」という。)に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- **3** 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員等の任命)

- **第二条** 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会 委員長が任命する。

(臨時委員等の任期等)

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- **2** 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任 されるものとする。
- 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(議事)

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半 数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(審査会の運営)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

原規規発第 1603251 号 平成28年3月25日

原子炉安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会

原子炉安全専門審査会への指示について (通知)

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第14条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原 子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について調査審議を行うこと。